

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月29日（水）、第5回の委員会が開かれました。

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）
 - ・加藤厚生労働大臣、和田内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（参考人）独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡英雄君

（質疑者）田畑裕明君（自民）、古屋範子君（公明）、小川淳也君（立憲）、中島克仁君（立憲）、阿部知子君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、遠藤良太君（維新）、吉田とも代君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

田畑裕明君（自民）

- （1） 11本の法律をまとめて改正する理由
- （2） 出産の保険適用に係る妊婦のメリット・デメリットについての厚生労働大臣の見解
- （3） 出産費用の「見える化」に伴う地域の産科医療提供体制に与える影響への対応策
- （4） 出産育児一時金の引上げに伴う産科医療補償制度の補償対象基準の見直し及び保険料変更の有無
- （5） 前期高齢者財政調整における報酬調整の導入範囲を3分の1とした趣旨及び今後の方向性
- （6） かかりつけ医機能関係
 - ア 制度化に伴う地域の医療提供体制への影響
 - イ 都道府県が行うかかりつけ医機能についての報告の確認が行政行為ではなく事実行為であることの確認
 - ウ 複数のかかりつけ医を持つことが自然との考えに対する厚生労働省の認識
 - エ かかりつけ医を1人だけ登録する登録制ではないことの確認
 - オ かかりつけ医機能報告が個々の医師について報告するものではないことの確認
 - カ 一つの医療機関が全てのかかりつけ医機能を持たなければならないかの確認
- （7） 医療法人・介護事業者の経営情報のデータベースの具体的内容及び活用方法
- （8） 今後の高齢社会の姿についての認識及び介護サービスの基盤整備や人材確保の方向性

古屋範子君（公明）

- （1） 全世代型社会保障の構築を目指す意義についての厚生労働大臣の見解
- （2） 出産育児一時金に要する費用への後期高齢者医療制度による支援導入に当たっての後期高齢者に対する激変緩和措置の内容及び後期高齢者及び現役世代に制度見直しの趣旨を丁寧に説明する必要性
- （3） 出産費用の「見える化」の具体的内容及び令和6年4月実施の前倒しの必要性
- （4） かかりつけ医機能関係
 - ア かかりつけ医機能が発揮される制度整備の効果及び現状の診療体制との違い
 - イ かかりつけ医機能制度の整備に向けた今後の議論の方向性
- （5） 小児てんかん薬「ブコラム口腔溶液」を救急救命士が投与できるようにすべきとの意見に対する厚生労働省の見解

小川淳也君（立憲）

- (1) 全世代型社会保障の本質
- (2) 出産育児一時金関係
 - ア 出産費用の推移の金額を10年、15年と放置せず細かく把握する必要性及び出産育児一時金を全国一律の支給額とすることの妥当性
 - イ 出産の保険適用と出産育児一時金の支給費用の一部を後期高齢者医療制度が支給する仕組みの整合性に対する厚生労働大臣の見解
 - ウ 卵子凍結に対する公的支援に関する厚生労働大臣の見解
- (3) 医療法人・介護サービス事業者の経営情報の報告事項に経営者の報酬を含める必要性
- (4) 子育て支援関係
 - ア 子育て世帯への住宅支援の強化、子連れ世帯の博物館等へのファストトラック及び大学院生の授業料の後払い制度の導入が3月末に取りまとめることも政策の強化に係るたたき台に含まれるとの報道の真偽
 - イ 児童手当の対象年齢を18歳まで引き上げた場合における16歳から18歳までの扶養控除の扱い
- (5) 「年取の壁」の解消のために企業に助成金を支給する施策はあり得ないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

中島克仁君（立憲）

- (1) 国民にとって信頼し納得のできる社会保障・医療提供体制の構築に向けた厚生労働大臣の決意
- (2) かかりつけ医が必要とされる背景に関する厚生労働大臣の認識
- (3) 国民、患者、医師等におけるかかりつけ医に関する認識を一致させる必要性
- (4) 厚生労働大臣のかかりつけ医の有無
- (5) かかりつけ医を明確に定義する必要性
- (6) かかりつけ薬剤師が登録制である一方でかかりつけ医が登録制でないことに対する本田厚生労働大臣政務官の所見
- (7) かかりつけ医が定義されていない中でコロナ禍にかかりつけ医への受診を促してきたことを反省する必要性
- (8) かかりつけ医機能報告制度において報告を求める内容

阿部知子君（立憲）

- (1) 旧優生保護法に関する高裁判決の上告に関する厚生労働大臣の見解
- (2) 後期高齢者の保険料負担関係
 - ア 2040年の後期高齢者負担率
 - イ 後期高齢者負担率の見直しは制度創設時の後期高齢者の保険料負担割合の考え方から逸脱しているとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - ウ 高齢者の生活実態を調査して負担能力を分析した上で制度改革を行う必要性
 - エ 出産育児一時金の費用を後期高齢者医療制度が支援する仕組みは保険の原理を逸脱するものであるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 出産に保険を適用する目的
- (4) 新興感染症の対応を行うことがあり得る国立病院機構東徳島医療センターに国立病院機構徳島病院のポストNICUを移転することの妥当性

吉田統彦君（立憲）

- (1) 出産の保険適用関係

- ア 3月末に取りまとめるこども政策の強化に係るたたき台に出産の保険適用の検討が盛り込まれる方向との報道の真偽
 - イ 保険適用する場合における産科医療提供体制への影響及び出産育児一時金を継続する可能性
 - ウ 本法律案の審議中に議論の前提が崩れる保険適用を検討する考えを示すことの妥当性
- (2) かかりつけ医機能関係
- ア かかりつけ医機能を法律に位置付けることの国民へのメリット
 - イ 今回の制度改正が患者の医療へのアクセス制限につながらないことの確認
 - ウ かかりつけ医の認定・登録制度の問題点に関する厚生労働省の見解
 - エ かかりつけ医機能のうち「日常的な診療を総合的かつ継続的に行う」という文言が想定する資質の内容及び総合診療専門医とは異なるものであるかの確認
- (3) 介護サービス提供体制の適正化関係
- ア 介護職員の処遇改善のために介護事業者に対し代表者及びその親族の分を差し引いた人件費割合を公表させる等の方策を講じる必要性
 - イ 介護事業者に対してケアマネジャーが金品を要求する事案を踏まえケアマネジャーの資質を担保する必要性
 - ウ 高齢者施設が往診に来る医師に対して金品を要求する事案への対策
 - エ 特定の介護事業者がケアマネジャーに対し接待を行っている事案への取締りを強化する必要性
 - オ 介護及び調剤の事業者を全て法人化することで業界の「見える化」を推進する必要性

井坂信彦君（立憲）

- (1) 予防医療・介護関係
- ア 社会保障財政にプラスの影響を与える健康政策や予防医療政策を進める必要性
 - イ 医療費適正化計画に含まれていない健康政策や予防医療政策のうち医療や介護の財政にプラスの影響を与える政策を優先する仕組みや計画を設ける必要性
 - ウ 健康日本21の第三次計画で予定している政策について財政効果を検証した上で取り組む必要性
 - エ 健康寿命の延伸効果や治療効果のない政策は今後行うべきでないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - オ 健康予防政策による財政のプラスの影響を見込んだ社会保障財政の見通しや計画を作る必要性
 - カ 健康日本21の政策全体を医療・介護財政の長期的なマクロの見通しとリンクさせて検討すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (2) かかりつけ医機能関係
- ア 医療機能情報提供制度において医療機関が十分なかかりつけ医機能を有しているかを都道府県が十分にチェックした上で国民に情報提供する必要性
 - イ 医療機関の申告に対して都道府県が確認を行った結果かかりつけ医機能を有していないと判断した場合の医療機能情報提供制度のホームページでの記載の在り方
 - ウ 医療機能情報提供制度を実効性ある仕組みとする必要性
 - エ 医療機能情報提供制度において医師がプライマリケア等の研修を修了したという情報を提供する必要性
 - オ 都道府県がかかりつけ医機能の有無の判断を行うことになっているかについての確認
 - カ 慢性疾患や継続的な医療を必要としない病気でない者についても継続的に病歴、生活環境等を把握して予防や医療を行うことをかかりつけ医機能の要件とする必要性
 - キ 「かかりつけ医機能」という用語に地域医療の分担機能というべき機能と慢性疾患の継続診療機能というべき機能の2つの意味が混在している理由及び「かかりつけ」という本来の意味との関係

遠藤良太君（維新）

- (1) 出産費用への支援関係
 - ア 出産育児一時金の増額により期待される効果
 - イ 出産費用が毎年1%程度増加している原因
 - ウ 東京都の出産費用が増額後の出産育児一時金を上回ることについての厚生労働省の見解
 - エ 出産費用が出産育児一時金を上回る場合に自費で差額を支払うことについての厚生労働省の認識
 - オ 既に一部の医療機関は4月から出産費用の引上げを決定しており出産育児一時金を実質的に病院への補助金になっているとの指摘に対する厚生労働省の受止め
 - カ 出産の保険適用の上で自己負担分をないようにすることが異次元の子育て支援ではないかとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - キ 今後の出産費用に対する支援の制度設計の方針
 - ク 出産の保険適用を検討する必要性
- (2) 国民健康保険の産前産後期間の均等割及び所得割の保険料を免除することとした理由
- (3) 育児休業関係
 - ア 男女で育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率の引上げ及び時短勤務時に対する育児休業給付の支給を実施する旨の内閣総理大臣の発言に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 2025年までに30%との男性の育児休業取得率の目標値達成の見通し
 - ウ 本年4月以降男性の育児休業取得率の公表が義務化される事業者に対して育児休業取得率に応じた減税等を政策的に行うことに対する厚生労働大臣の見解
- (4) 介護サービス事業者の経営情報の報告制度関係
 - ア 制度の意義
 - イ 経営情報を開示したくない事業者の立場を考えた制度になっているかの確認
 - ウ 介護事業経営実態調査及び介護事業経営概況調査への回答が現場の負担となり有効回答率が低い状況についての厚生労働省の受止め
 - エ 経営情報の報告の方法
 - オ 現在のLIFEの活用状況
 - カ LIFEの入力作業に係る現場の負担を軽減する必要性及び経営情報の報告に係る現場の負担への対応策
- (5) 地域医療連携推進法人関係
 - ア 地域医療連携推進法人が地域医療に果たす役割
 - イ 株式会社である介護事業者が地域医療連携推進法人に参加できない理由
 - ウ 株式会社である介護事業者が地域医療において重要な役割を果たしていることを踏まえて地域医療連携推進法人に参加できるようにする必要性

吉田とも代君（維新）

- (1) 臓器移植関係
 - ア 渡航移植の事実を把握する仕組み及び渡航移植をした患者の届出義務の有無
 - イ イスタンブール宣言に対する政府の姿勢
 - ウ 平成21年の臓器移植法改正とイスタンブール宣言の関係、同改正後の臓器移植件数の推移に対する厚生労働省の認識及び臓器移植件数が増えない原因
 - エ 臓器提供の可能性のある患者の家族に必ず臓器提供の意思確認をすることを救急医の研修等に盛り込む必要性
- (2) かかりつけ医機能関係
 - ア 厚生労働省におけるかかりつけ医の定義
 - イ 厚生労働省ホームページの「上手な医療のかかり方」におけるかかりつけ医の定義

- ウ 厚生労働省の新型コロナワクチンQ&Aや事務連絡等で実務上用いているかかりつけ医の定義
- エ 本法律案においてかかりつけ医機能という名称を用いた理由
- オ 改正後の医療法第6条の3第1項関係
 - a 「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置」が医療の提供の例示であるかの確認
 - b かかりつけ医機能における医療の提供の範囲
 - c 「かかりつけ医機能」及び「その他の病院等の機能」の具体的内容
- カ 新設する医療法第6条の4の2に規定する説明の努力義務関係
 - a 説明を受けた患者のかかりつけ医に当たる者又は機関
 - b 説明を受けた患者やその家族にとっての効果
 - c 説明を行った医療機関にとっての効果
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類への移行後の入院医療における感染対策についての政府の方針を明確に示す必要性

田中健君（国民）

- (1) 放課後等デイサービスの実態把握の必要性に対する厚生労働大臣の見解
- (2) 出産費用関係
 - ア 出産の保険適用の課題
 - イ 出産費用の地域格差の要因
 - ウ 出産費用の「見える化」が与える地域格差への影響についての厚生労働省の見解
 - エ 出産の保険適用により費用の透明性確保や周産期医療の安全性向上を図る必要性
- (3) 前期高齢者財政調整における報酬調整の導入関係
 - ア 報酬調整の導入に対する被保険者の納得を得る方策
 - イ 報酬調整の導入が給付と負担の関係を歪めるとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - ウ 報酬調整の範囲が拡大される懸念
 - エ 高齢者医療制度の抜本的な改革の議論の必要性についての厚生労働大臣の見解
- (4) かかりつけ医機能関係
 - ア 医療の提供を行う機能以外のかかりつけ医機能を明確に規定する必要性
 - イ 複数のかかりつけ医を持つことが自然との見解が一般人に混乱をもたらす懸念
 - ウ かかりつけ医機能とフリーアクセスとが共存できる可能性についての厚生労働省の見解
 - エ かかりつけ医機能報告対象病院等の具体的な範囲
 - オ 健康な現役世代に対するかかりつけ医機能についての厚生労働省の見解

宮本徹君（共産）

- (1) 旧優生保護法に係る訴訟関係
 - ア 早期解決のために政府が決断する必要性
 - イ 厚生労働大臣から内閣総理大臣に対して早期解決に向けた決断を促す必要性
 - ウ 早期解決の必要性に対する厚生労働大臣の所見
- (2) 後期高齢者の保険料負担関係
 - ア 今回の制度改正による国庫負担の削減額
 - イ 国庫負担削減を目的とした法改正との指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - ウ 削減された国庫負担の使途
 - エ 制度改正による75歳の者が90歳までに支払う1人当たり保険料総額の増加率
 - オ 月収127,500円の高齢者の生活の余裕の有無についての厚生労働大臣の所見

- カ 予備費で住民税非課税世帯に3万円給付する一方で保険料を引き上げることは筋が通らないとの指摘に対する厚生労働大臣の所見
- (3) 後期高齢者に対する窓口負担2割の導入による影響関係
- ア 受診に与える影響の把握状況及び収集データの分析が完了する時期
- イ 受診に与える影響を把握せずに更なる負担増の制度改正を行うことは無責任ではないかとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 受診抑制等を示すアンケート調査結果に対する厚生労働大臣の所見
- (4) 後期高齢者医療制度創設時の国庫負担割合で計算した場合の国庫負担の増加額
- (5) 地方自治体が独自に行っているこどもに係る国民健康保険の均等割保険料の軽減措置に対する否定的な事務連絡を見直す必要性

仁木博文君（有志）

- (1) 出産育児一時金から出産費用を除いた剰余分は本人が自由に活用できることの確認
- (2) 無痛分娩の安全性に対する厚生労働大臣の認識
- (3) 帝王切開時の腰椎麻酔を麻酔科医が実施している実態に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 周産期医療の集約化を進めていく必要性
- (5) 出産育児一時金は産後ケアの利用等に活用できることの確認
- (6) ケアマネジャーが利用者に対して特定の医師を優先的に紹介し見返りを求める不適切事例の把握状況
- (7) 予防健康づくりに取り組む被保険者に対するインセンティブの在り方
- (8) 医療資源に乏しい地域において患者が負担せざるを得ない交通費等への支援策
- (9) 開業を検討している医師等に対して地域における医療資源等の状況に関する情報を提供していく方針の有無